

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

第3回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

2 開催日時 令和3年1月27日（水）午後1時55分から3時20分まで

3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 1階指導室

4 会議に出席した者

(1) 委員

高橋文一会長，清水 五郎 副会長，櫻井 道子 委員，原田 伊都子 委員
戸部 成子 委員，木村 明子 委員，原 博 委員

(2) 事務局（長寿支援課）

渡辺克也 課長，伊藤博人 課長補佐，佐々木仁美 介護保険係長

(3) その他

なし

5 議題及び会議の公開・非公開の別

議題

(1) パブリックコメントの実施結果について

(2) 美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について

(3) その他

会議の公開・非公開の別

公開

6 傍聴人の人数

0人

7 会議資料

別紙のとおり

8 会議の概要

○事務局（渡辺長寿支援課長） 皆さん、こんにちは。

長寿支援課、課長の渡辺でございます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

会議開会の前に、本日の会議の資料の確認をさせていただきたいと思います。

委員の皆様方には事前に配付をさせていただいてございますが、不足の場合、事務局にお知らせいただければと思います。

まず、会議の次第、1枚物。それから、資料番号を振っておりますので、資料1、パブリックコメント手続の実施結果について、A4、1枚物でございます。それから、資料1-2、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応ということで、ページ番号12ページまで、A4の横になります。また、最後、1番の次、資料2ということで、計画書案でございます。大丈夫でしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○事務局（渡辺長寿支援課長） ありがとうございます。

それでは、定刻前でございますが、皆さんおそろいでございますので、ただいまから令和2年度第3回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を開会いたします。

初めに、玉手委員、阿部委員、黒沼委員、鈴木委員、小野委員の5人の委員さん方から、本日も都合により欠席するというご連絡を頂戴してございます。

なお、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例第6条第2項に規定してございます過半数の委員の出席をいただいておりますので、本日、会議の開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

次第の2番目でございます。会議録署名人及び会議書記の選出になります。

町で定めてございます附属機関等の設置及び運営に関する指針におきまして、附属機関等の会議について会議録を作成いたしまして公開することを規定してございます。

当策定委員会におきましても、事務局におきまして会議録を作成し、ご出席いただきました委員から会議録署名人お2人を選出いたしまして、内容確認後、ご署名をいただいた上で公開したいと思っております。

本日の会議録署名人と会議書記の選出はいかがいたしますか。

○議長（高橋文一会長） 事務局、何か案はございますか。

○事務局（渡辺長寿支援課長） それでは、事務局から提案をさせていただきます。

会議録署名人に戸部成子委員と原田伊都子委員、お2人をお願いできればと思っております。ご提案させていただきます。

また、会議書記につきましては、事務局の長寿支援課介護保険係長の佐々木仁美が務めることで提案をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○事務局（渡辺長寿支援課長） ありがとうございます。

それでは、会議録署名人のお2人には、会議録作成後、事務局からご連絡した上でお伺いをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることを定めておりますので、高橋会長を議長といたしまして、会議を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いたします。

○議長（高橋文一会長） 皆さん、こんにちは。

貴重な時間をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。寒さもまだ続いています。お体にご留意されて、今日の会議が滞りなく終了することを祈念しまして、初めの挨拶にさせていただきます。

貴重な時間です。早速始めさせていただきます。失礼します。

議事に入ります。

(1) パブリックコメントの実施結果について、事務局、よろしくお願いします。

○事務局（伊藤課長補佐） 事務局の伊藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

資料の説明につきまして、着座にて失礼いたします。

それでは、議事の1点目、パブリックコメントの実施結果について、私から資料をご説明申し上げます。

資料につきましては、主に資料1、ほかに資料1-2をご覧ください。

初めに、資料1をご覧ください。

前回の策定委員会の際に、パブリックコメント手続について私からご説明させていただきました。

予定どおり意見の募集期間を、昨年、令和2年12月8日から、年を越しまして令和3年1月12日火曜日まで、意見を募集したところでございます。こちらにつきましては町のホームページへの掲載、あと美里町のパブリックコメント条例に規定する町内の各施設に、紙の計画書案、町の考え方、あとは概要を設置した上で意見の募集を行いました。

結果、意見を提出された方1人、提出の件数が36件のご意見がこちらに寄せられております。こちらのパブリックコメントの意見の提出は、郵送で町に頂いております。

意見の内訳としましては、まず、こちら1の4の部分をご覧ください。

意見や質問もございました。第1章に係る項目につきましては4件、第2章につきましては14件、第3章につきましては3件、第4章が5件、同じく第5章も5件、第6章について1件、計画の全般についてのご意見が3件、その他1件、合計36件という内訳になっております。

こちらの内訳の詳細が資料1-2となります。

このパブリックコメントの意見については、ご意見に対して町の考え方、公表する予定となっておりますが、こちらの様式はそれと同等のものでございます。ただ、一応今回の会議の参考、すぐ分かりやすいように修正内容の部分に、どちらの部分のご意見やご質問か、ページについては、何ページの部分のご意見やご質問なのか、分かりやすいように右側の修正内容に会議資料として付しております。

ご覧になっていただけたと思いますが、多くがどちらかというご質問という意味合いの項目をいただいております。それで、今回こちらの中では、ご意見に対して町でどういう対応をしたかという部分、4か所ありましたので、そちらの部分だけかいつまんでご説明させていただきたいと思っております。

まずは、1－2の資料の3ページ目をご覧くださいと思います。

こちら、項目の一番左の数字、9番目ということで、計画の中で文章の数字と表の数値が違うよということで、もしよろしければ、資料2の、こちらの介護保険の事業計画書案の10ページをご覧くださいと思います。

今回こちら、修正の数値で直しておりますが、こちら、ちょうどこの10ページの上、中期的推移ということで、要介護・要支援認定者の状況について述べた項目でございますが、こちらの第7期には、今回修正後は1,509人になっておりますと記載して、中段のグラフにも棒グラフで1,509とありますが、ちょっとこの数字、1人ずれておりました。すみません、推定の際に、グラフの部分、四捨五入の値がちょっとうまくいってなくて1人ずれたということで、こちらのご意見をいただきまして、最終的に、前回の案で作った数字よりさらに最新の数値を使って、人数を合わせた形で再度修正するというので、こちらのほう、回答をしたいと考えております。

続きまして、次のページ、資料1－2の4ページをご覧くださいと思います。

項目にしまして15、計画案の28ページをご覧くださいと思います。

こちら、アンケートの集計についてまとめた部分でございますが、こちらの(6)番、手段の日常生活動作、こちらの説明が必要なのではということのご意見をいただきました。それに対しまして、この28ページの下に、今回新たに注釈をつけました。

続きまして、また資料1－2の、ページにして8ページご覧ください。

計画書につきましては43ページになります。

こちら、前回私どもで提案させていただきました敬老式の補助金化ということのご提案に対してのご意見でございます。それで、ご意見につきましては質問という形でいただいたところですが、前回の策定委員会以降、我々も敬老式の今後の在り方について、地域にも何点か考え方というものをお諮りしたところでございます。その中で、補助金化ということに賛成いただく皆さんもいらっしゃる半面、もう少し内容について精査していただきたいという声も聞かれたところでございます。

その結果、こちらの回答にも、町の考え方にも記載させていただきましたが、令和3年すぐに補助金化やりますよと断言するのではなく、再度、さらに地域の声を細かく聞きながら、敬老式の在り方を模索していこうという形で調整をさせていただきたいと思います。

その結果、敬老式につきましては、文章だけ見ればちょっとトーンダウンしてしまった形になっております。ただし、あくまでもこれはトーンダウンではなくて、町としましては、再度住民の皆さん、細かく地域に入った形で意向を聞きながら、こちらの在り方を模索するという形で、計画期間中のできれば早い段階に持っていきたいとは思っているのですが、こちらを再度調整した形で、在り方、あと実施の仕方について調整していきたいということで、今回こちらの部分を修正させていただきました。

続きまして、資料1-2、10ページご覧いただければと思います。

10ページの一番上、項目数にして31、こちらページにしますと51ページをちょっとご覧いただければと思いますが、こちらの介護予防ケアマネジメントの片仮名表記についてご指摘いただいたところでございます。こちら片仮名だと分かりづらいので日本語表記で書けないのかというご意見をいただいております。ただしこちら、介護予防ケアマネジメント、もう既に国で定義された単語であることから、こちらはそのままにしますということで回答はさせていただいておりますが、こちらも含めて、42ページのフレイルという単語に新たに注釈をつけたところがございます。

以上で、大きく私どもの計画案、追加なり考え方を修正した部分の説明について簡単ではありますが終わらせていただきます。

○議長（高橋文一会長） 今の説明で何かご質問ございましたら。基本的な語句の説明だったりしますので。

清水委員さん。

○清水委員 よろしいですか。結構気になったところがあって。

これが全てがいいということで捉えていただいて結構です。こういう考え方あるのかなというふうに捉えていただければいいかと思いますが、3ページ、11番、利用者の所得に原因がありませんかということなんです。いわゆる施設サービスを利用する人が少ないということなんです。ここに、回答に、在宅サービスや居住系サービスの利用者が多いということで、なぜ多いのかなということちょっと付け加えるといいのかなと思ったんですよ。というのは、どっちかと、要支援とか、要介護の大体3割ぐらい人数が多いのです。そういう人が多いということは、美里町では、通所がすごく利用者が多いのですね、全体的に見ると。施設がそれほど増えていないということは、やっぱりまだまだ元気な人が結構多いのかなと実は思っているんです。だから、そのために施設を利用する人が少ないのかなと。

ただ、施設の数も少ないですね、全体的に、美里町は。ですから、それでも対応できるということで、今まで来ていると思うんですが、そういう、何ていうか軽度の人たちが多いということで、どちらかというところこういうサービスを利用する人が多いと。だから、所得に関わる部分もあるかと思いますが、それが全てじゃないと思うんですよね。ですからちょっと、なぜ多いのかということをやっとだけ付け加えると分かりやすいのかなという感じしました。

○櫻井委員 すみません、関連してなんですけれども、これは、どちらのほうがコストが高いんですか。私は施設が高いのかなと思うのでこういう結果になっているのかなと思ったりしますけれども。

○事務局（伊藤課長補佐） よろしいですか。初めに櫻井委員さんのご質問の回答ですけれども、トータルの単価というのは施設のほうがやはり高い傾向にはあります。ただし、そちらにつきましても高額介護サービスだったりとか食費の補助だったり、ある程度、所得のなかなか高くて難しいという部分の補助等は制度としてはあります。ただ、やっぱりトータルで見ますと、家に住みながらサービスを受けること、あと施設に住みながらサービスを受けること、単価自体は施設のほうが上の傾向にはあります。

あと、清水委員さんの回答させていただきます。そうですね、清水委員さんのご指摘、今、ご意見いただきましたとおり、美里町は介護予防、少しでも健康な時期を長くしましうということで、その取組に力を入れて、ここ何年で効果も現れてきているかなと感じております。

前回の統計で御説明しましたが、やはり要支援1、要支援2、要介護1の割合が、大崎圏域の中では割合がとても多く占めているという結果が出ております。それにつきましては、やはり住民の皆さんの意識の高さとともに、各種の事業、健康でいられるような運動、食生活改善のための取組、そちらの成果がある程度出ている結果なのかなと考えております。

ほかには在宅サービスと以外で居住系サービス、グループホームや有料老人ホームのサービスの利用が多いという傾向が強いです。美里町はほかの市町村と比べて割合的になんです、グループホームや有料老人ホームが多い傾向にはあります。そして、施設入所という選択のほかに、自宅からグループホームや有料老人ホームに入所して、そこで在宅系のサービス使われるという方も、細かく何割多いとはここで断言できませんが、多い傾向にはあるということですので。こちら、ちょっと表記につきましてはわかりやすいような形を工夫したいと思います。

御意見ありがとうございました。

○議長（高橋文一会長） いいよ。

○清水委員 続いて、4ページお願いします。17番です。

いわゆるここでパーセンテージなんですよ、分母が分からないから、何に対して何%と、こういう意味かなというふうに私は捉えたのですが、ちょっと気になったのは回答の文言の関係ですが、「グラフ化したものですので、分母をお示しすることはできません」というと、何で出せないのという感じに私は捉えたんです、この文章を見て。何でだろうなど。もっと何か分かりやすいというか、漠然としているかもしれませんが、例えばアンケート調査の結果としての数値を計上したものですとか、そうした書き方でも分かるのかなと思ったんですが、私もこの文章を読んで理解できなかつたんですよ、どんなことを言わんとしているのか。

この設問は介護者の云々と書いてありますが、ちょっと意味が取れなくて、この質問出された方は恐らく、1人で36件ですから、相当勉強されている方が興味を持たれている方だと私は推測したんです。だから何ていうか、アンケート調査の結果の中身ですよ、これ。ですからそういうふうな形で、こういう結果から生まれた数値ですということだけでもいいのかなと実は思ったんですが、ここ何か「分母をお示しすることはできません」というと、何か隠しているような感じに取れるような文章になって、それから、「大変申し訳ございませんが」と、こういうものは取ってもいいと思うんですよ。「傾向分析として御覧ください」とか、それだけでもいいのかなと実は感じましたが。

○事務局（伊藤課長補佐） どうもありがとうございます。こちらにつきましては、今ご指摘の部分を修正して、表記の部分についても分かりやすい上でシンプルに修正したいと思います。どうもありがとうございます。

○清水委員 それから、よろしいですか、ちょっとすみません。

6ページの21番の後段ですが、これは文言の使い方だと思いますが、「その方の勤め先における方針となることから、本計画において対策を講じることはできませんので」というと、何か、辞めようということですからごく強調されて取られる可能性があるのかとちょっと思いました。

例えばです、これ例えばですから、「勤め先における方針となることから、この事項では断られていないことをご理解願います」とか、「講ずる内容じゃないということをご理解願います」とか、そういうふうにするなりと謳ったほうが受け止め方としてはいいのかなと実は思いました。

それから22番、これ、採用の有無とありますが、ここが空欄になっていますね。22番の採用の有無、空欄、これは「無」が入ってございません。「無」ですよ。

○事務局（伊藤課長補佐） 「無」です。ありがとうございます。

○清水委員 すみません、私ばかりで。

それから、8ページです。8ページの25番。

何かヘルパーさんの関係をうたっているんですが、「過去にそのような事例があったことを、お詫びします」と、それでお詫びしますとはどんなかなというのを実は感じました。「これについては深く反省しております」とか何かそういう方面のほうはむしろいいのかなと。これでいいというならそれでいいんですが、私からするとすごく何か、こういう文面の中でお詫びしますというのはどうなのかなと実は感じました。

それから、最後にいきます、11ページです。

30番から34番とわたっていますが、30番と、それから、35番に、「貴重な御意見をいただき、ありがとうございました」と、こういうふうにうたっているんですね。これは取ってもよろしいんじゃないかなと思いました。あえてここで書く必要もないのかなと。全部貴重なご意見ですから。

私の感じたところ、そんなところでございます。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございます。

それでは事務局、その辺もう一回修正をお願いしたいと思います。

ほかに気づいた点。

どうぞ。

○櫻井委員 何か、私もすごく自分自身あきれているんですけども、資料1-2の6ページの、これナンバーでいうと22番、敬老会での出来事、これについて、これ、どういう形でパブリックコメントの人に答えられるんですか。これ、一つ一つ答えられるんですよ。どういう、何か非常に、ここに挙げている方も、非常に文章に対して、私、失礼だなと思うようなことを書いているわけです、平然と。だから、やはりこれは私も被保険者の一人として非常にむなしい限りです。

だからこの辺はずっと尾を引いていくと思いますので、当事者だけでのどうもすみませんで済まないでいるんだと思うので、やっぱりきちんと、誤解を招いたなら招いたなりの、もう一度何らかの、何でしょうかね、こちらの姿勢を示していかなければと思いますけれども、皆さんいかがですか。何かくすぶっているなど、私は、町のほうが、答えとして正しかったのだと

思うのですよ。そう思っている意見ですけれども。

○事務局（渡辺長寿支援課長） よろしいでしょうか。ここで事務局としてあえて断言させていただければ、そのような事実は全くございません。自信を持って申し上げます。

ただ、御意見は御意見として捉えまして、そして回答するという形で御提案させていただきました。

○櫻井委員 よろしく申し上げます。

○事務局（渡辺長寿支援課長） いろいろありがとうございます。ご心配かけて申し訳ございません。

○議長（高橋文一会長） よろしいですか。

ほかに。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋文一会長） それでは再度検討し直して、ぜひ、いい回答というかお話ができるように、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

○事務局（渡辺長寿支援課長） ありがとうございます。

○事務局（伊藤課長補佐） 会長、よろしいですか。

皆様、貴重なご意見、どうもありがとうございました。

今、いただいた御意見や御指摘の部分、もう少し事務局で分かりやすいような形で表現を修正させていただきたいと思います。

それで、こちらパブリックコメント自体はこういう意見に対してこういう回答しますということで、町のパブリックコメント条例上、公表が義務づけられております。今後、今の御意見を反映した形で、大体2月上旬をめどに公表という形で調整を進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○清水委員 1つだけよろしいですか。

○議長（高橋文一会長） 清水委員。

○清水委員 こういうパブリックコメントは、公表だけで、個人には回答するのですか。

○事務局（伊藤課長補佐） 基本的に条例上は個人に対しては回答しませんということで、個人でもし御意見があれば、組織には公聴のセクションがありますので、そちらに御質問いただく。あくまでもこちらは計画のためのパブリックコメント手続きという位置付けになっております。

○清水委員 公表で。

○事務局（伊藤課長補佐） 公表です。

○清水委員 ありがとうございます。

○木村委員 すみません、よろしいですか。

先ほど、フレイルとかいろいろな文言説明を増やしますということでしたが、その他についても、見たところ、下に小さな数字が振ってあって、下に説明ありますけれども、説明の上のところに、例えばケアマネジメントとか、何の説明ですという文言もひとつ、全部入れていただいたほうが見やすいかなと思いました。

○事務局（伊藤課長補佐） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） 大丈夫ね。

○事務局（伊藤課長補佐） 大丈夫です。調整します。

○議長（高橋文一会長） よろしいですか。

○木村委員 はい。

○議長（高橋文一会長） ほかに気付いたことがあれば、一番最後にでもよろしくお願ひします。

議事の2に入りたいと思います。

美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について、事務局、よろしくお願ひします。

○事務局（伊藤課長補佐） それでは私から御説明させていただきます。

こちら、美里町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の計画書案につきましては、前回、概要について御説明させていただいたところです。

今回、資料2番、計画書案の76ページを御覧いただければと思います。

こちら、前回、国からの計数、報酬の改定等の算定の材料がそろわなかったことから、保険料の部分につきましては、こちらパブリックコメントから記載しませんということでお話しさせていただいたところです。今回、数値等がそろいましたので、今回保険料案としてまとめることができました。こちらについて御説明をさせていただきたいと思います。

まず、説明を始める前に、すみません、単語の修正をお願いいたします。

ここの76ページ、6行目、「本計画機関」、こちら、組織やからくりを指す単語の機関となっておりますが、申し訳ございません、こちら変換ミスです。時間の長さを表す「期間」への修正をお願いいたします。申し訳ございません。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、76ページ、ここのページにつきましては、介護保険料の基準となる額を算定するに当たって、算出方法や財源、どのような財源で構成されているかというものをまとめたものがあります。今回の保険料の算定に当たりましては、全国で統一した基準の下、算定する必要がありますことから、こちら文章のちょうど中段に載っておりますが、サービスの利用実績を基に、国から示されているシステム、地域包括ケア「見える化」システム、ほかに将来人口推計という推計のシステムを用いて、第1号被保険者の介護保険料基準額を算出することを文章で述べております。

下の円グラフをご覧くださいと思います。第8期の3年間の計画期間に要する介護保険のサービスの費用、総額のうち、そこの中の23%、65歳以上の第1号被保険者に御負担いただくこととなります。ほかに、総額の費用の27%を40歳から64歳までの第2号被保険者、国の負担が20%、県が12.5%、町が12.5%、最後に財政調整のための交付金おおむね5%で、3年間の費用を賄うということの内訳としてこちらをまとめております。

次の77ページ、御覧いただければと思います。

こちらからは、各種事業費のお金、どれぐらいかかるかというものの見込みをまとめたものです。こちらの77ページは介護予防サービスの給付の見込みをまとめたものです。こちらの表の一番右の下、こちら千円表記になっておりますが、こちらに示しておりますサービスの3年間の総額を1億3,319万円と見込みました。

続きまして、78ページ御覧いただければと思います。

こちらは、ホームヘルプサービスやデイサービスなど居宅のサービスの見込額をまとめたものでございます。同じようにグラフの右下ご覧ください。こちら、3年間の事業の額を31億5,426万2,000円と見込みました。

次に、79ページ。

79ページの上、(3)番、こちら地域密着型サービスの給付費の見込みとなります。同じようにグラフの右の下、3年間のサービスの総額を15億4,589万4,000円と見込みました。

下の施設サービスにつきましては、同じように右下、3年間の見込みの額を21億7,857万

5,000円と見込みました。

続きまして、80ページをご覧ください。

こちら、80ページの上の部分、ただいま御説明した各介護サービスの3年間の合計額がこのページの表の上の段、総給付費でこちらが合計しております。合計額については70億1,192万1,000円、ほかにこちらの表2段目、特定入所者介護サービス等給付額の3年間の見込みを1億9,646万6,875円、次の段、高額介護サービス費等給付額の3年間の見込みを1億2,417万9,310円、次の段、高額医療合算介護サービス費等給付額の3年間の見込みを1,664万8,010円、審査支払手数料を628万6,329円と見込み、これらの合計となる表の一番右下、標準給付費見込額を73億5,550万1,524円と見込みました。

続きまして、同じページ下の段、地域支援事業費の見込額につきましては、介護予防・日常生活支援事業及び包括的支援事業・任意事業費合わせて、こちら同じく表の右上です、ここだけちょっと見方が違うようになります。地域支援事業費と上のほうに書いてある一番右側、4億1,538万5,670円と見込みました。

これら各種サービスの総額に基づいた介護保険料基準額の見込みについて、81ページを御覧ください。

こちら、真ん中にまとめております表を用いて御説明させていただきます。

まず、表の一番上、Aの部分、標準給付費見込額、これが左ページの項目3番になります73億5,550万1,524円と、続きまして次の段、Bの地域支援事業費4億1,538万5,670円の合計が77億7,088万7,194円となりますが、この金額の1号被保険者負担割合ということで先ほど御説明しましたが、この総額の23%、65歳以上の第1号被保険者の方に御負担いただく額となります。その給付額の総額の23%がこちらの項目Cです、17億8,730万4,055円を3年間で65歳以上の被保険者の皆様に御負担いただく見込みとさせていただいております。

これにDの額、調整交付金相当額を足した額に、実際の調整交付金として交付される見込額、Eの部分です、あと、今回の保険料の端数を処理するために基金を取り崩す予定としております。こちらFを引いたものがGの部分、17億3,147万1,665円となります。こちらの額に保険料の収納率の見込み、98%と見込んでおります。

3年間の所得段階別加入割合の補正を掛けたものに対して、こちらIの第1号被保険者の3年間の総人数で割ったものが一番下から2番目、年額にして保険料6万9,600円、基準額が月額にして今回見込みで5,800円と見込んでおります。

次のページ、82ページを御覧いただければと思います。

今お話ししました保険料基準額を基にして所得段階別に保険料を表としてまとめたものが、こちらの82ページとなります。

ここの真ん中の5段階という部分をご覧ください。こちらが今お話しした基準となり、本人の年金収入等が80万円を超える方が介護保険料基準額として月額にして5,800円。あと、年金の収入、世帯の課税の状況によって保険料は一律ではありません。9段階に現行も設定しております。それによって、まず第1段階については、こちら表の一番上です、月額で1,740円、第2段階につきましては2,900円、第3段階につきましては、こちら本人の年金収入等が120万円を超えている方で世帯の方全員非課税という要件ですが、こちら月額にして4,060円、第4段階、年金収入等が80万円以下の方で本人が非課税という方が月額5,220円、そして、基準の5,800円を超える本人の合計所得金額120万円未満で本人が課税されている方につきましては月額で6,960円、7段階につきましては7,540円、8段階につきましては8,700円、9段階が9,860円と今回見込んでおります。

今の第7期の期間の介護保険料、基準額が5,900円ということで皆様から御負担いただいております。今回提案させていただく額につきましては100円マイナスで5,800円、それを基準に本人の所得段階や世帯の課税状況において、介護保険料、上下するような形で設定しております。

以上で、簡単ではありますが、前回ご説明できなかった保険料の部分についての御説明とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） ご苦労さまでした。数字見られて、具体的にはそろばんがないとなかなか理解が難しいかもしれません。

何か御質問。どうぞ。

○櫻井委員 76ページの円グラフのところなんですけれども、これは、21、22、23年度までのですね。そうすると、この考え方なんですけれども、被保険者の1号と2号のこの負担というものは、25年見据えて、40年あるいは100年とあるわけなんですけれども、これはどんどん厳しくなっていくですよ。これ、決して我々被保険者にいい数字ではないんじゃないかなというふうに捉えているんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（伊藤課長補佐） よろしいですか。ご意見どうもありがとうございます。

今、櫻井委員さんおっしゃるとおり、前にもちょっとお話しさせていただきましたが、今回こちらの負担の割合というのは、まずもって国でこの割合で総額を、1号は何%ともう決めら

れている部分ではあるんですよ。ただ、今、櫻井委員さんおっしゃったとおり、例えば1回目や2回目の策定委員会でも御説明させていただきましたが、今回はまず100円マイナスということで、5,800円で保険料をうまくまとめることができました。

その次、この3年間の後の、また再来年あたりからアンケートを実施したり、策定委員会で委員の皆様からの御意見を頂戴しながら計画を策定していくわけですが、その時点で、第1号被保険者の人口というのがぐんと跳ね上がります。そして保険料につきまして、今5,000円台なんですけれども、あくまでも現在の見込みなのなんですけれども、何も施策を展開していかなければ6,000円後半から7,000円、基準額ですよ、5,800円が一気に1,000円ぐらい、人口規模だけ見ると跳ね上がっていきます。そして、そこからさらにまた3年となるとそれが、単純推計ではありますが7,000後半と上がってきます。そして、これはうちの町だけではなくて全国的な流れとしてもう確実に問題視されていて、だからこそ国で、今回2040年まで見据えて人口推計取りなさい、対策を取りなさいということの指針があった中での今回の計画案を策定したところでございます。

○櫻井委員 そうすると、これを大変だなということで受け止めまして、やはり我々被保険者、お金を使わないように、介護保険のお金をできるだけ使わないようにということでは、町でそれなりの、非常に、我々に対する日常の生活から踏まえてきちんとした計画を立てていかなくちゃならないんだなということを感じましたので、ならないようにするために予防というんですか、介護をできるだけ受けたくない自立した老人になっていかなくちゃならないんじゃないかと、自分自身が非常に感じております。

○議長（高橋文一会長） よろしいですか。

○櫻井委員 はい。

○事務局（伊藤課長補佐） 私からよろしいですか。

○議長（高橋文一会長） どうぞ。

○事務局（伊藤課長補佐） 御意見どうもありがとうございます。美里町ではここ何年か取り組んでいる、少しでも元気でいられる時間を延ばしましょうといった介護予防に力を入れているという部分に対してのお話ということで受け止めさせていただきます。

そして、10年、20年先のことなど今はまだ想像がつかないのですが、御意見のとおり、今後さらに、少しでも健康寿命を延ばせるような形で事業に取り組んでまいりますし、それをPDCAサイクルというかたちで、事業に対しての自己評価、外部から参加された方からどのような評価を受けたか、それを受けて今後次の段階でどのような形で改良した事業をやっていく

か、それらをしっかりチェックしながら事業をうまく進めていきたいと思います。本当に貴重な御意見ありがとうございました。

○櫻井委員 よろしくお願ひします。

○議長（高橋文一会長） ほかに。

○原委員 よろしいですか。

どうぞ。

○原委員 では、今回この結果を見せてもらって、大変、上がらなくて、去年よりも全体的に下がったということは大変結構だと思うのです。

今日の新聞でも見たとおりなんですけれども、仙台市は上がっていましたよね。6,001円ですか、6,001円で上がっていて、108円上がったと。何か108円なんて上げて、6,001円、6,000円にできなかったのかなと思うんですけども、何かそういう、新聞を見るとそうなっていたようでございますが、ここは去年は5,900円、今回は5,800円、100円下がりました。おとといかな、ラジオでも言っていて、ほとんど上がっているんだよね。そこを今回美里町では下がったということは、給付費が下がっているからだとは思いますが、そのうちこの中で、81ページのFなんですけれども、基金の取崩しありますよね、1,130万円と。ここで基金というのはいくらくらいあるのかなと思って。今日の新聞で、仙台市だと67億円の基金残高があって、108円だけ上げているのね。67億円の基金残高があっても上がっていて、美里町では幾らあるのか、今回、保険料基準額を下げたので、基金もっとあるのかなと思って、そこまではないにしても、基金がいくらくらいあるのかなとちょっと気になりました。

○議長（高橋文一会長） もし答えられる範囲であったら。

○事務局（伊藤課長補佐） よろしいですか。まずは順を追って御説明させていただきます。

まず、ちょっと81ページご覧いただいてよろしいでしょうか。

そして、5,800円ということで今回まとめたところですが、実際こちら正確には5,830円台、端数についてちょっと資料が、今、手元がないんですけれども、30円台の端数が出ております。基準額についてはある程度区切りのいい形で毎回設定していることから、そちらの端数分を基金取崩しということで、今回このFの部分ですね、1,130万円取崩して、最終的に基準額を5,800円にまとめた経緯があります。

そして、例えば結構基金の取崩し、美里町が今回1,130万円で済んだのでそんなに影響はないんですけれども、100円単位で基金を投入して保険料を下げるよとなると、多分何億円単位の基金投入額が必要になってくると思います。

それで、美里町の今現在の基金の保有の額というのは、年度末の見込みで大体4億円前後になっております。あくまでも基金というのは、例えば頂いた保険料のうち介護保険の運営をやった余ったものを積み立てる。保険料を、余ったものをその年度年度で、例えば、幾ら保険料をもらって、国からいろいろ補助金をもらってと、国は精算するのですが、保険料は精算できないので、余った部分を基金に積み立てるという形になっております。

過剰に保険料を高く設定して、余って基金に積み立てるというのはよろしくないのは当然のことです。ただ、うちの町としまして、保険料を本当にぎりぎりに精査した中で基金ゼロにできるかという、例えば災害等が発生した場合には国からお金が入ってこない期間があるということも考えられます。実際に事業所さんはどんなに災害が起きようとも、高齢福祉サービスというのやめることができない重要なサービスでありますので、お金は国から入ってこないけれどもお金は払わなければならない。そういうときのために、ある程度基金のストックというのが必要であると考えます。

美里町は、おおむねの目安なのですが、毎月の介護保険の給付でかかるお金が1か月当たり約1億8,000万円、2億円前後かかります。有事の際に、国からお金が入ってこなくても、事業所さんに少しでも給付の部分をカバーできるような形ということで、それをどんなに長くても1か月から2か月あれば国からのいろんな救済措置は入ってきますので、2か月分ということで大体4億円、そこをうまく維持できるような形で保険料も設定させていただいております。

そして、確かに仙台市、やっぱり規模が大きいので何十億円単位という基金というのをストックしておりますけれども、圏域で見るとうちの町の基金保有はそれなりの額を保有していることになっております。4億円が決して低い数値ではないということだけ申し添えさせていただきます。一応、状況としてはそのような形です。

○議長（高橋文一会長） よろしいですか。

清水委員さん。

○清水委員 資料の関係ですけれども、80ページと81ページ、4番の地域支援事業費見込額と右側の保険料基準額の推計の欄、金額の単位が入っていないのですが、これ、金額単位書いてくれたら。

それから、よろしいですか。ちょっと2つばかり。私も今回の策定委員会に当たってちょっといろいろ何か感じたことだけ。2つばかりちょっと感じました。

というのは、1つは、先ほどお話出てまいりました財政の健全な運営ということは入っていますね。少子高齢化、だんだんと年寄りが多くなってきます。当然お金がかかりますよね。医療

費がどんどんかかって本当に2025年あたりも大変な年が来るころなんですが、要は、元気でいてほしいということが一番だと思うんですね。そのためには何をやるかということだと思うのです。だから、美里町はどちらかというと介護予防に力を入れていて、すごく取組としてはいいのかなと思っていますけれども、ぜひそういう、あまりこの町の財政を足引っ張るような、医療費の面で引っ張るようなそういうことにはならないように、やっぱりそういう施策を取り込みながら、知恵を絞りながら、そういう元気な人が一人でも多く長生きできるような、そういう取組をぜひやってほしいなというふうに1つは感じました。

それから、2つ目ですけれども、町の人たちがいわゆるどんなことに不安を感じているか、あるいはどんな課題を抱えているか、これ、やっぱり町としてぜひ真摯に受け止めてほしいなと思っています。

アンケートを出していただきまして、この中から色々課題としなければならない部分があるのですよね。そのアンケートの中身をぜひ検証していただいて、何ていうか、施策として課題になるものを一つ一つやっぱり潰していくとか、町民の皆さんに伝えていくとか、そういうような、町としては必要だと思うんです。ですから、細々としたことだと思いますけれども、ぜひそういう、町民の人たちが安心して暮らせるようなそういう施策を取り入れていただいて、計画の中にも盛り込んだ部分がありますけれども、これで全てじゃありませんので、時代も変わりますから、時代に沿って、そしてやっぱりそういう町民の皆さんの声を聞きながら、ぜひしっかりした施策を立てながら、それを実行して進めていただければいいのかなというふうに感じました。

以上です。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございます。貴重なるご意見です。事務局、その辺でございませう。

○事務局（伊藤課長補佐） ありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） 私も発言させていただきます。日頃、予防的な事業を町では計画していろいろと実施しているのですけれども、ここにいる方はまた別としまして、その割にはいつも計画立てても参加者が少ないのかなと。ですから、いつも感じているのですが、呼びかけ方と結果の報告と、その辺をもう少し、今の清水委員さんの意見ではないんですけど、うまく町民に伝わるように、こんなことをしていたらこんな成果があるのかとか、町民に考えられるような施策をもうちょっと、やってはいるというのは承知しているのですが、実のあるやり方をもうちょっと発展させてほしいなと思いますので、その辺よろしく御検討お願いしたい

と思います。

ほかに何か。

どうぞ。

○原田委員 今、会長さんがおっしゃっていたいろいろな活動の紹介とかというのをもっとと
いうところ、私はすごくいいなと思うものが、社協の便りがありますよね。私はあれをすごく
楽しみにしているんです。こんな活動をしているんだとか、だから、そのまま本当続けてもら
いたいなと思っています。

以上です。

○議長（高橋文一会長） その辺、町との連携も社協はありますので、ぜひその辺、有効な手
段になるように、ぜひ。でも、アンケートを取っても本当に宝の持ち腐れにならないように、
職員も大変でしょうけれども、ぜひ町民のためにこつこつとよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（伊藤課長補佐） どうもありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） 感じた点、何かありましたら。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋文一会長） あと、また最後にその他で聞きますけれども、よろしいでしょうか。

その他、何かありますか。

○事務局（伊藤課長補佐） 事務局からよろしいですか。

今後の計画、どのような形で確定していくのか、前回もちょっと大まかにはご説明させてい
ただきましたが、最後、お話しさせていただきたいと思ひます。

今いろいろ御意見いただきました部分について修正をいたします。先ほど御説明しましたパ
ブリックコメントの公表、あとそちらに対しての修正、本日の委員の皆様からいただいた御意
見に対する修正を加えた後に、こちらの策定委員会から町長にこちら計画案を、私どもで調整
したものを提出させていただく予定です。

その後に、ちょっとまだ日程は決まっておりませんが、2月中旬をめどに美里町議会に計画
案、あと保険料の見込みについて、私ども事務局で内容を説明する調整を現在行っております。
その後に、今日説明した保険料の部分ですが、こちらにつきましては町の介護保険条例に基準
額について定義しておりますので、こちらの条例の改正案を3月初旬から始まります議会に条

例の改正案をお諮りする予定であります。最終的にそちらの条例の改正が議会で可決された後に、こちらの計画案の中の保険料も確定したということになりますので、その時点で、最終的にこちらの計画書案の「案」が外れて正式な計画書として完成することになります。

それが完成した後、最終的に成果物、委員の皆様にもお配りさせていただきたいと思いますが、実際、住民の皆様に分かりやすいような形に、他には施設への周知やホームページの公開等、きっちり成果物を周知したいと思っております。

以上で簡単ではありますが、今後の流れについての御説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋文一会長） ありがとうございます。

終盤に差しかかっています。今日せっかくおいでになって、言い残したこととか、何か日頃思っていることでも構いませんので、ぜひご意見おありになる方、よろしくお願ひしたいと思います。

どうぞ。

○木村委員 すみません、元に戻って申し訳ないんですけども、43ページの敬老事業のところ、前回の資料のときに、上の表なんですけど、今回対象人数しか載っていませんが、前回は補助団体の件数として件数載っていたんですが、あとは、文章の文言も大変簡単になっているんですが、これは事務局さんでこのパブリックコメントを、だから、出したときの計画書の素案というのは、前回のこの資料でパブリックコメント出していたんでしょうか。

○事務局（伊藤課長補佐） 前回の資料で出しておりますが、こちらの経緯につきましては、パブリックコメントの公表のときにちょっと細かく再度見直した結果ということでご説明はしたいと思っております。

○清水委員 ちょっと理解しづらい。もう一回説明して。

○木村委員 パブリックコメントのときは、前回の資料の状態のまま出したのですかということですか。

○事務局（伊藤課長補佐） そうです、前回の資料の状態のまま出しております。

○木村委員 それで、今回のこの内容にちょっと変えて、補助団体も削除したということですね。

○事務局（伊藤課長補佐） そうですね、補助自体がもう少しちょっと精査してほしいというお声がパブリックコメント以外で、例えば地域の方からちょっとあったことから、そこをもう少し事業の中身については精査するという形で変更させていただいております。

○木村委員 分かりました。

○議長（高橋文一会長） 大丈夫ですか。

○木村委員 はい、ありがとうございます。

○議長（高橋文一会長） 疑問点残さないで帰ってくださいよ。

清水委員さん、大丈夫ですか。

○清水委員 はい。余計な質問しました。

○議長（高橋文一会長） いいえ、そんなことないです。

何か一言。

○戸部委員 思ってきたことを皆さんがそれぞれ言っていただいで、私、言わなくて済むなどというような感じでしたのですけれども、何かコロナで高齢者の方があまり外出できなくなっていることとか、あと、デイサービスにも行けなくなっていることで、その辺に影響を及ぼすくらいの影響が出ているのかどうかという、ちょっと状況を知りたいなど。

○議長（高橋文一会長） もし何か気づいた点あったらご報告してください。

課長でも。

○事務局（渡辺長寿支援課長） そうですね、コロナの影響、約1年でしょうか、いろいろとでていると思っております。国でもそれを心配してしまして、家にいればいいというわけではなくて、コロナとはどういうものなのか大分見えてきて、この半年ぐらいでしょうか、きちんと3密を避けたり、いろんな対策を打てば、積極的に外出はいいとは言っていませんけれども、それなりに感染のリスクは下げられるものと思っております。あと、家庭でできる例えば運動の仕方とか、今、コロナ禍の中でもできること、厚労省からも出ておりまして、我々も地域包括のほうとかうちの課からも、関係機関を通じてお示ししたり、あとホームページとかでもアップしたり少しずつ、今のこの時期だからこそできることというのをお知らせしているところでございます。

ただ、まだまだ周知はできていないと我々は思っていますので、コロナがなかなか収束せず、一気に解決しないと思っておりますので、このままではなく、それをうまく、このような状況でもできることをもう少し考えながら、住民の方々にお話をしていきたいなどは思っております。

○議長（高橋文一会長） どうぞ。

○原田委員 それで、今の話にも関連するんですけれども、デイサービスを休むおじいさん、おばあさんが少しずつ出てきているらしいんです。その理由というのが、デイサービスに行く

とコロナ感染するかもしれないからということで、家の中に閉じ込めてしまっている、悪く言えば虐待につながるようなことが実際に起きているという情報が入っているんですが、ちょっと怖いなと思っています。

○事務局（渡辺長寿支援課長）　そうですね、おっしゃるとおりで、それは我々も心配していますし、国でもそれは気にしています。

ある程度、やっぱりコロナの状況が見えてきたので、言い方は悪いんですが、コロナと一緒にうまく付き合っていく、そういう中でも今のような虐待ということが起きてしまっては元も子もないとは思いますが、サービスの利用が控えられるのではなくて、かといって、その受け入れる側の施設でも多分大変な苦勞をされていると思いますので、その辺、両方の話も聞きながら、なるべくコロナの発生前の状況に戻ればベストなのですけども、そのためにはどうしていくかというところを、施設の皆さんとお話をする場面がありますので、これから新年度に向けてはそれが課題なのかなとは思っています。

ありがとうございます。

○議長（高橋文一会長）　どうぞ。

○櫻井委員　地域包括ケアシステムなんですけれども、この名前が出てきたのが、介護保険ができて10年ちょっとたったあたりにできたと思うんですね。それからその都度法規が改正するたびに、段階を踏んで現在に至っていると思うんですけれども、町のこの地域包括ケアシステムがどうなっているのかなというのが、全然、恥ずかしながら分からないんですよ。どのような立ち上がりをして、そして今現在に至って、それを今後どの方向に持っていくのかという、これが中心に介護保険制度が動いていると思うんですよ。だからその辺、もしお分かりの範囲内で結構です。

○事務局（伊藤課長補佐）　よろしいですか。

今、櫻井委員さんのお話あったとおり、地域包括ケアシステムという単語については、大体ここ10年ぐらい、介護保険始まって大体20年ちょっとなので、ここ10年ぐらいで地域包括ケアシステムという単語、国から使われ始めたところです。そして、今、櫻井委員さんがお話し、ご意見いただいたとおり、その単語で何が見えるかということ、非常に分かりづらいことでもあります。

そして、その名前のおり包括支援センター、うちの町だと直営で1本あるんですけれども、そちら中心となりながら、今まで、その前までは介護保険ってただサービス、認定受けて給付、デイサービスだったり各種サービスを受けましょうという給付が主だったものが、それ以外に

も地域の中で、例えばその利用者さんだったり高齢者の方をいろんな方、円を織りなしてサポートしていきましょと、その概念というのが地域包括ケアシステムと。ちょっと大まかな説明なんですけれども、なかなか概念的にすごく広くて、大きくて分かりづらいというのが正直なところなんです。

そして、うちの町としての取組としては、まず直営の包括支援センター、うち1本ございます。その中で、例えばその包括支援センターだけで、いろんな悩み事だったり、問題を持ったり、サービスを使いたいと思っていらっしゃる高齢者の方、町だけで何か調整したり支えることというのは、今の多様性の求められる世の中だとほぼ不可能に近いです。そのために、うちの町という行政だけじゃなくて、例えば先ほどお話あった社会福祉協議会、あと、うちで介護予防だけじゃなくて包括すごく力を入れているんですけれども、うちの町にある、町だけじゃなくて圏域を取り巻くいろんな事業所さん、研修会だったり情報共有のための勉強会、あとそのケースの方のケース会議、そういう部分をかなり、その包括ケアシステムという単語が始まってきてから、あとそれ以外にも、例えば警察だったりほかの自治体の行政機関とかという部分との連携を、ここ10年、ちょっと目には見えないんですけれども、密にして、中身自体もすごく濃いような形で事業を展開してきております。

そして、やはりそれを、何をやっています、何をやっていますとなかなか見えづらい、今ご意見としていただいたとおり、包括ケアシステムはどういうつながりがあって、何をやってというのがなかなか見えづらいというのが正直なところなんです。

それ以外に、例えばここ二、三年で生活支援体制整備の事業、包括ケアシステムを実現するために生活支援体制の整備の事業、ちょっとこちらにも、計画案にも載せていますが、あと在宅医療と介護の連携を強化していきましょと、そういう取組、それが多分ここ四、五年ぐらいですけれども始めているところなんです。

それを、例えば包括ケアシステム何々というのが、ちょっとなかなかうちでもご説明しづらくて、それで大変申し訳ないんですけれども、そういうつながりの部分、そちらにつきましては、町ではここ10年で大分進んできたかなとは思っております。

すみません、何か回答になっていないような回答で、本当に申し訳ないんですが、以上です。

○櫻井委員 そうすると、何か介護を受けたいな、支援を受けたいなと思ったら、やっぱり窓口きちんと一本になっていなければ、どこに行ったらいいか、初めて受けようとする者には分かりづらいでしょうね。うろたえるんじゃないんですか、今の説明を聞いていて。

○事務局（伊藤課長補佐） 窓口は、包括がまずあります。

○櫻井委員 あるんですね。

○事務局（伊藤課長補佐） 窓口が、こちらのうちのほうにあって。

○事務局（渡辺長寿支援課長） うちの課です。

○事務局（伊藤課長補佐） そして、今ご説明したいろんな機関、ご協力いただいて、例えばご相談いただいた方、サポートする体制、それが地域包括ケアシステムという形で認識していただければと思います。

すみません、私の説明が下手で申し訳ございません。

○櫻井委員 一つの部屋にいろんな職種の人が集まって、必要な職種の人が集まって、それぞれあれするというのは、美里町はなっていないんですね。

○事務局（渡辺長寿支援課長） 他の市町村と同じように美里町にも保健師等の専門職で構成する地域包括支援センターがあって、まさにうちの課、私たちがやっている部署がその窓口です。

○戸部委員 すみません、そここのところに出てくるのが第一歩として民生委員だと思っております。民生委員の仕事だと思います。地域の方のこれをどうしたらいいんだろうとかそういうことは民生委員さんに相談していただいて、民生委員が各専門のところと結ぶ役をしていますので、ぜひ民生委員のほうまでお願いします。

○議長（高橋文一会長） では出来上がりを期待して、事務局大変でしょうけれども、私のほうは締めさせていただきます。

じゃ、事務局、最後締めてください。

○事務局（渡辺長寿支援課長） 本日も貴重な御意見をたくさん頂戴いたしましてありがとうございました。

今回の計画の策定に当たりましては、令和元年12月から本日で4回目、4回の会議を開催いたしまして、皆様方から御意見を頂戴しながら議論させていただきました。本日、おかげさまで、次期計画案につきまして策定委員会としておまとめをいただきました。先ほど担当が申し上げましたとおり、おまとめいただきましたこの計画案、この後、町長に対しまして策定委員会からの答申として提出をさせていただいて、今年度末、3月末までに、先ほど申し上げましたとおり介護保険条例、この改正とかそのほか事務的な手続、今後進めてまいりたいと考えてございます。

高橋会長様をはじめ、委員の皆様、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第3回美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会を閉会いたします。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

署名委員
